

# 貨物格納設備の試験に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 N 編

## 改正事項

貨物格納設備の試験に関する事項

## 改正理由

液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則（IGC コード）4.20.3.5 では、貨物格納設備の性能を同コード 1.4 に規定する検査手順及び検査要領並びに旗国又は認証団体による規定に従い確認するよう定めている。

鋼船規則 N 編 4.20.3-5.においても、同様に同 1.4 を参照していたが、IGC コード 1.4 は適合証書に係る事項及び主管庁に対する要求事項であることから、鋼船規則 N 編には取入れておらず、存在しない規定となっているため、規則中の不整合が生じていた。

そのため、IGC コード 4.20.3.5 に基づき、同コード 1.4 の規定を参照できるよう、鋼船規則 N 編 4.20.3-5.を改めた。

なお、IGC コード 1.4 には、実際のところ貨物格納設備の試験に関する具体的な手順及び検査要件は規定されていないため、本改正による実質的な要件の変更は無い。

## 改正内容

貨物格納設備の試験について、IGC コード 1.4 を参照するよう改めた。

## 改正条項

鋼船規則 N 編 4.20.3